

令和7年度当初予算「スマート農業技術の開発・供給促進事業」
 (うち重点課題対応型研究開発(民間事業者対応型))
 審査基準

1 必須項目

項目	内容	指標	適否
(1) 研究実施主体の適格性	研究グループの要件に適合しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・満たしている ・満たしていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・適合 ・不適合
	農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律(令和6年法律第63号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。)第13条第4項に基づく認定を受けている、又は認定を受けていないが認定に必要となる手続・検討を進めているか	<ul style="list-style-type: none"> ・認定を受けている、又は認定を受けていないが必要な手続・検討を進めている ・認定を受けておらず、必要な手続・検討も進めていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・適合 ・条件付き適合 ・不適合
(2) 研究課題・内容の適格性	公募分野を対象とした研究であるか	<ul style="list-style-type: none"> ・公募分野を対象とした研究である ・公募分野を対象とした研究でない 	<ul style="list-style-type: none"> ・適合 ・不適合
	事業で実施する内容が、該当するスマート農業技術活用促進法第13条第4項に基づき認定を受けた、又は認定を受けることが確実である開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・開発供給実施計画に即しており、開発供給実施計画に記載されていない内容を含んでいない ・開発供給実施計画に即しているが、開発供給実施計画に記載されていない内容を含んでいる ・開発供給実施計画に即していない 	<ul style="list-style-type: none"> ・適合 ・条件付き適合 ・不適合

2 審査項目

審査領域	項目	内容	指標及び対応する点数
(1) 開発領域	ア 開発等技術の有効性	開発等を実施するスマート農業技術が、当該研究計画において対象としている品目や農作業の労働時間削減に有効なものか	<ul style="list-style-type: none"> ・開発等の対象の品目・農作業の労働時間削減に大きく寄与する技術である：10点 ・開発等の対象の品目・農作業の労働時間削減に寄与する技術である：6点 ・開発等の対象の品目・農作業の労働時間削減に一部寄与する技術である：3点 ・開発等の対象の品目・農作業の労働時間削減に寄与しない技術である：0点
	イ 開発等技術の適用性	開発等を実施するスマート農業技術が、当該研究計画において対象としている以外の品目や地域にも適用できるものか	<ul style="list-style-type: none"> ・開発等の対象の品目・地域以外にも大きく適用できる技術である(複数品目かつ県域を超えて活用可能)：3点 ・開発等の対象の品目・地域以外にも適用できる技術である(複数品目若しくは県域

		<p>を越えて活用可能) : 2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発等の対象の品目・地域以外にも一部適用できる技術である : 1点 ・開発等の対象の品目・地域以外に適用できない技術である : 0点
ウ 開発等技術の新規性	開発等を実施するスマート農業技術が、当該研究計画の他において既に開発等をされている技術ではなく新規のものか	<ul style="list-style-type: none"> ・要素技術単位で新規性の高い研究内容が多く含まれている : 9点 ・要素技術単位で新規性の高い研究内容が含まれている : 6点 ・要素技術単位で新規性の高い研究内容が一部含まれている : 3点 ・要素技術単位で新規性の高い研究内容が含まれていない : 0点
エ 開発等技術の優位性	開発等を実施するスマート農業技術が、既に開発等をされている若しくは類似の技術と比較して農作業の労働時間の削減効果が優位のものか	<ul style="list-style-type: none"> ・既存技術等と比較して農作業の労働時間の削減効果の優位性が高い技術である : 9点 ・既存技術等と比較して農作業の労働時間の削減効果の優位性がある技術である : 6点 ・既存技術等と比較して農作業の労働時間の削減効果の優位性が一部ある技術である : 3点 ・既存技術等と比較して農作業の労働時間の削減効果の優位性がない技術である : 0点
オ 価格低減効果の有効性	開発等を実施する計画に、開発等を実施するスマート農業技術の価格低減に資する研究内容が含まれており、また、その価格低減効果は有効なものか	<ul style="list-style-type: none"> ・開発等がされるスマート農業技術の価格が大きく低減することが見込まれる研究内容である : 9点 ・開発等がされるスマート農業技術の価格が低減することが見込まれる研究内容である : 6点 ・開発等がされるスマート農業技術の価格が一部低減することが見込まれる研究内容である : 3点 ・開発等がされるスマート農業技術の価格が低減することが見込まれない研究内容又は当該内容を含んでいない : 0点
カ 研究計画の具体性・妥当性	当該研究の計画について、計画期間内に成果が得られるようなスケジュールが適切に設定されており、また、実現可能性の乏しい内容が含まれておらず妥当なものか	<ul style="list-style-type: none"> ・適切に研究スケジュールが組み立てられており、研究期間内の目標達成が見込まれる : 10点 ・概ね適切に研究スケジュールが組み立てられているが、実現性の乏しい内容が一部含まれ研究期間内の目標達成は概ね見込まれる : 6点 ・概ね適切に研究スケジュールが組み立てられているが、実現性の乏しい内容が含まれ、研究期間内の目標達成が一部困難である : 3点 ・適切に研究スケジュールが組み立てられておらず、研究期間内の目標達成が困難である : 0点
キ 研究経費の正確性・妥当性	当該研究の計画において、研究内容を踏まえ、適切に事業費が計上されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・不要な備品購入等の計画もなく、必要十分な経費を計上したうえで、経費節減の工夫を実施している : 3点 ・不要な備品購入等の計画もなく、必要十

			<p>分な経費が計上されている：2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部不要と思われる備品の購入計画等がある、若しくは必要な経費が一部計上されていない：1点 ・多くの不要な支出計画が組まれており、過剰な経費が計上されている若しくは必要な経費が計上されていない：0点
	ク 研究体制の有効性・妥当性	当該研究の遂行に必要な実践的な研究開発実績を有する者が参画しており、また、適切に役割分担がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な研究開発実績を有する者が必要十分に参画しており、綿密な連携も見込まれる：3点 ・必要な研究開発実績を有する者が一部参画しており、必要十分な連携が見込まれる：2点 ・必要な研究開発実績を有する者の参画が乏しいが、最低限の連携は見込まれる：1点 ・適切な研究者の参画がない又はエフォートが不足し、連携が見込まれない：0点
(2) 供給領域	ア 開発等される製品・サービスの必要性	開発等される製品・サービスは、農業生産現場のニーズを踏まえたものとなるか	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら率先して多くの農業者等から供給に当たって必要となる情報を聞き取り、統計等の多様な情報も活用しつつ密に把握した農業生産現場のニーズに応える研究計画となっている：3点 ・自ら率先して農業者等から供給に当たって必要となる情報を聞き取り、公表情報も活用しつつ把握した農業生産現場のニーズに応える研究計画となっている：2点 ・自ら農業者等から供給に当たって必要となる情報を聞き取ってはいるが、公表情報の活用は少なく、一部の農業生産現場のニーズに応える研究計画となっている：1点 ・自ら農業者等に聞き取ることもなく、公表情報の活用も乏しいことから、農業生産現場のニーズに応える研究計画となっていない：0点
	イ 開発等される製品・サービスの供給事業の普及性	開発等される製品・サービスの供給事業に係る計画は、多くの農業者や地域を対象にしているものか	<ul style="list-style-type: none"> ・開発等の対象の品目・地域以外にも大きく適用できる計画である（複数品目かつ県域を超えて活用可能）：3点 ・開発等の対象の品目・地域以外にも適用できる計画である（複数品目若しくは県域を超えて活用可能）：2点 ・開発等の対象の品目・地域以外に一部適用できる計画である：1点 ・開発等の対象の品目・地域以外に適用できない計画である：0点
	ウ 開発等される製品・サービスの農業経営における利益増加効果	開発等される製品・サービスが、既存若しくは類似のもの（スマート農業技術以外の製品等も含む）と比較して、当該製品等を導入した農業経営の利益を増加させることが見込まれるか	<ul style="list-style-type: none"> ・既存若しくは類似の製品等と比較して、農業経営の利益を大きく増加させることが見込まれる：9点 ・既存若しくは類似の製品等と比較して、農業経営の利益を増加させることが見込まれる：6点 ・既存若しくは類似の製品等と比較して、農業経営の利益を一部増加させることが見込まれる：3点 ・既存若しくは類似の製品等と比較して、

			農業経営の利益を増加させることが見込まれない：0点
	エ 開発等される製品・サービスの供給事業の継続性	開発等される製品・サービスの供給事業に係る計画に持続性（経営合理性）は見込まれるか	<ul style="list-style-type: none"> ・供給事業の経営について、営業利益等が大きく黒字が見込まれる：3点 ・供給事業の経営について、営業利益等があり黒字が見込まれる：2点 ・供給事業の経営について、営業利益等があり一部黒字が見込まれる：1点 ・供給事業の経営について、営業利益等がない若しくは赤字が見込まれる：0点
(3) 政策領域	ア 生産振興施策上の技術開発の必要性	開発による省力化や高度化の必要性が高い技術であるか（生産量が多い等より重要な品目を対象にしており、生産現場からのニーズが高く、既存技術と比較して省力化等の効果が優位な技術であるか）	<ul style="list-style-type: none"> ・開発等される技術が、省力化や高度化の必要性が高い品目・作業を対象とする技術であり、かつ既存技術と比較して省力化等の効果の優位性が高い技術である：15点 ・開発等される技術が、省力化や高度化の必要性がある品目・作業を対象とする技術であり、かつ既存技術と比較して省力化等の効果の優位性がある技術である：10点 ・開発等される技術が、省力化や高度化の必要性がやや低い品目・作業を対象とする技術であり、かつ既存技術と比較して省力化等の効果の優位性が一部ある技術である：5点 ・開発等される技術が、省力化や高度化の必要性が低い品目・作業を対象とする技術であり、かつ既存技術と比較して省力化等の効果の優位性がない技術である：0点
	イ スマート農業技術の研究開発施策との関係性	食料・農業・農村基本計画で定められたKPIである、スマート農業技術活用促進法に基づく基本方針第二の1の(2)に位置付けられたスマート農業技術等の令和12年度までの実用化の達成のために、早期に開発に着手すべき技術であるか（開発に着手されておらず（若しくは着手されているものの生産現場に適用できる水準でなく）、かつ開発に時間を要するスマート農業技術であるか）。なお、類似事業における課題採択状況も考慮するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・開発等される技術は、開発に着手されていないか着手されているものの生産現場に適用できる水準に達していない技術であり、かつ開発に時間を要する技術である：10点 ・開発等される技術は、開発に着手されていないか着手されているものの生産現場に適用できる水準に達していない技術であり、かつ開発にやや時間を要する技術である：6点 ・開発等される技術は、開発に着手されていないか着手されているものの生産現場に適用できる水準に達していない技術であるが、開発に時間を要するとはいえない技術である：3点 ・開発等される技術は、既に開発に着手されているか生産現場に適用できる技術が存在する技術である：0点
	ウ 関連する施策との整合性	関連する施策と整合しているか ①みどりの食料システム戦略の推進に資する研究課題 ②参画する民間企業がマッチングファンド方式（研究費の一部を企業負担）を実施する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・①から③のいずれかに該当：1点 ・①から③のいずれにも該当しない：0点

		③地域金融機関等が研究グループに参画し、研究計画に研究・検証等を実施することが明確に記載されている場合	
--	--	---	--